

緊急時等対応マニュアル

【1】緊急時とは

緊急時とは、サービス提供時に発生した利用者の病状の急変、生命の危険等が生じる場合をいう。

障害児通所支援サービス事業における従事者の場合、発達に特性のある利用者を対象としている業務内容からも緊急を要する事故の発生に備えて、事前にその対応方法及び手順を周知徹底し、適切に対処することが求められる。

【2】事故発生予防のための情報収集

(1)利用者の疾患等の情報収集

- ①主治医の診断書等によって、利用者の過去の疾患、現在治療中の疾患等の情報を収集する。
- ②収集した疾患に関する情報を整理する。
- ③ サービス提供の際の事前の体温測定等のバイタルチェックによって、緊急事態の発生の可能性を予測する。

(2)利用者や保護者とのコミュニケーション

- ① モニタリング等で利用者や保護者とコミュニケーションをとり、状態の把握に努める。
- ② 利用者や保護者との信頼関係を強化し、情報の発信が出しやすい状況を築くことが大切である
- ③ 顔色や熱感等の観察による情報も重要である。

【3】緊急連絡先等の整備

(1) 緊急連絡先一覧の作成

緊急時に備え、素早く対応できるように連絡票を作成する。

連絡票には以下の内容を記載する

① 本人に関すること

本人の氏名、生年月日、血液型、服薬の状況、アレルギー等の有無、主治医、児童発達支援・放課後等デイサービス他事業者等

② 家族に関すること 家族の氏名、連絡先、連絡をとる順番

(2)医療情報の記録票緊急時の搬送先が、主治医の病院とは限らないのでやむを得ず搬送先に同行した場合には、できる限り、担当医に対して、現在保有している利用者の正確な医療情報を伝えなければならないので、そのためには、事業所から当該病院に連絡することができるよう、次のような医療情報を整理しておく。

①過去の疾患及び現在治療中の疾患

②服用している医薬品名等

③アレルギー情報等

【4】緊急時の対応

(1) 緊急連絡

- ① 状態に応じて主治医に連絡又は 119 番に通報する。
- ② 保護者に連絡する。
- ③ 必要に応じて、他の利用者に状況を説明し落ち着かせる。
- ④ 事業主・管理者に連絡し、対応を協議する。

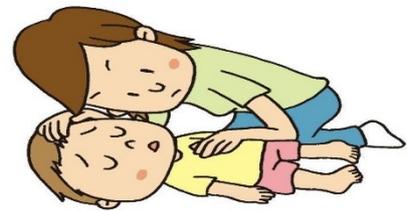
○ 119 番通報

・救急車が迅速に到着できるように、事前に事業所の案内方法を想定しておく。

(目標となる建造物等の確認)

・利用者の状態を簡潔明瞭に伝える。

- ・意識(意識がない・反応がない・呂律が回らない等)
- ・呼吸(呼吸がない・呼吸が速い・遅い・弱い等)
- ・脈拍(脈拍がない・脈拍が速い・遅い・弱い等)
- ・体温(高い・低い)
- ・吐血、下血(色・量・回数等)
- ・嘔吐(嘔吐物の色・量・形状等)



○ 応急処置

医療行為はできないが、状況に応じて可能であれば、次の一般的な処置を行う。

- ・口腔内の異物等の確認及び除去
- ・気道の確保
- ・人工呼吸
- ・心臓マッサージ
- ・止血
- ・状況に応じ、近くに AED があれば対応

○ 救急車の誘導と到着後

- ① 道路に出て、救急車を誘導する。
- ② 利用者の状態を落ち着いて説明する。
- ③ 状況に詳しい者が救急車に同乗する。

○ 結果の報告・記録

- ② 対応結果について、保護者に報告する。
- ② 緊急事態又は事故の発生から対応までの一連の経緯について記録する。特に事故については、この記録に基づき事故の要因分析や具体的な再発防止策を検討・実践していくことにな

るので、従業者の記憶の定かな早い段階での確実な事実の確認と記録が求められる

③ 対応手順に問題点がないか等を検討し以後の対応をさらに向上させる事例として活用

・事故発生時対応

事故の範囲

- ①サービス提供による利用児の事故
- ②食中毒・感染症
- ③職員の自動車事故(業務中及び通勤途上)
- ④職員の法律違反・不祥事によるもの
- ⑤火災・震災・風水害等の災害事故
- ⑥人権侵害
- ⑦窒息・SIDS(発見後の対応については、溺水時の3以降の対応を実施)

対応

- ①事故の内容・負傷者等の状態に応じ、初期対応(救急車要請・心肺蘇生等)を行う。
 - ②報告を受けた管理者及び責任者等は、緊急処置を含む事故対応の指示を出す。利用児の怪我・疾病等の状態については、救急隊員の指示を優先すること。
- ・初期対応が迅速に行えないと、事態が大きくなる。
 - ・窓口を一本化しないと適切な対応ができない。

報告

- ①上記の事故が発生した場合は、速やかに管理者へ報告する。
 - ②管理者は報告を受けた事項について、該当する各委員会へ報告する。
 - ③管理者は、事故の重大性を勘案し、行政報告が必要と判断される場合は、その都度行政報告を行う。行政報告を行う場合は、原則として利用児・者、ご家族等に説明を行う。また、必要に応じ所轄警察署への届出等を行う。
 - ④ ご家族等への報告については、責任者等が対応する。
- ・慎重かつ適切な対応ができないと事態が大きくなる。

再発防止策の検討・周知

- ①事業所内にて要因分析及び再発防止策の検討を行う。
- ②事故報告書を取りまとめ、提出及び周知を行う。
- ③怪我等の治療に時間を要したり、時間をかけて事態が収束したりした場合は、事故報告書(最終結果)を行政へ提出する。

・溺水事故発生時の対応

1. 冷静に対応。

2. 出来る限り複数の職員で対応。

・近くに人がいない場合は、大きな声や、携帯電話等で応援を要請する。

・施設外の場合は周辺の人に協力を依頼する。

引き上げおよび意識等の確認

1. 速やかに水から引き上げ安全な位置へ。

2. 顔を横にして寝かせ意識・呼吸の有無等を確認する。

3. 意識がない・呼吸をしていない場合は3へ。

4. 意識がある場合は4へ。

3意識なしの場合

1. 救急車要請。

2. 心肺蘇生法を実施。

(一人の場合)

・心肺蘇生法を実施。

(複数の場合)

・一人が心肺蘇生法を継続して実施。その間にAEDを準備し併用して使用する。

パッドを装着する部分が濡れている場合は拭き取ってから使用する。

・体温低下が見られても躊躇せずに心肺蘇生を優先して実施する。

・意識が回復しない場合は救急車到着まで繰り返し実施。

3. 意識、呼吸が回復したら保温へ切り替える。

・回復したら、横向きに寝かせ、バスタオルや毛布等で体を覆ったり、さすったりしながら保温に努める。

4意識ありの場合

1. バスタオルや毛布等で体を覆ったり、さすったりしながら保温に努める。

・無理に水を吐かせるようなことはしない。自発的に吐くことに対しては誤嚥を防ぐ為にも顔を横にして見守る。

2. 落ち着いた状態に回復した後、必要に応じて病院受診を行う。

※ 意識はあってもその他の症状や怪我等の状況も含め、重篤な状況が見られる場合は救急車の要請を行う。

・AED取扱い

1. 冷静に対応。
 2. 出来る限り複数の職員で対応。
- ・近くに人がいない場合は、大きな声や携帯電話等で応援を要請する。
 - ・施設外の場合は、周囲の人に協力を依頼する。



準備

1. AEDをケースより取り出す。(AEDはビル)
 2. AED本体の電源を入れる。電源を入れた後は、音声メッセージとランプに従い操作する。
 3. 衣類を取り除く。
 4. パッドを装着する。
- ・隙間なく密着させるように装着。
 - ・肌が濡れている時は、拭き取ってから装着。
 - ・貼り薬(喘息薬等)が貼られている時は、剥がし肌を拭き取った上で装着。
 - ・ペースメーカー等の機器が埋め込まれている場合は、その機器から3～5cm離す。
 - ・首等にアクセサリ等がある場合は、外す。外れない場合は出来る限りパッドから遠ざける。
 - ・体毛が濃い場合は、剃刀で除去。あるいは、より密着するようパッドを強く押して貼る。

心電図の解析

1. パッドを貼り付けると、音声案内と共に自動的に解析が始まる。
 2. 解析結果に基づいて、次の手順へ。
 3. 解析結果に基づいて対処する。
- ・「ショックは不要です。直ちにCPR(心肺蘇生)を再開して下さい」との音声案内があれば、心肺蘇生を継続する。
 - ・「ショックが必要です。充電中です。患者から離れて下さい」との音声案内が流れると自動的に充電が始まる。

次の手順へ。除細動実施(電気ショック)

1. 音声メッセージおよびショックボタン点灯にて充電完了を確認。
2. ショックボタンを押す。傷病者から離れ触れていない状態で押すこと。

心肺蘇生実施

1. 電気ショックが完了すると、心肺蘇生開始の音声メッセージが流れる。

2. 心肺蘇生を開始する。
3. 2分後、自動的に心電図の解析が開始される。

除細動および心肺蘇生の繰り返し継続

1. AEDの音声メッセージに応じ、除細動および心肺蘇生のサイクルを継続

救命処置の終了

1. 救急車到着後、救急隊員に引き継いだ時
 2. 傷病者が動き出す、うめき声を出す、正常な呼吸を再開した時。
- ※ 2の場合については、回復後も傷病者の見守りは継続する。この場合も、AEDのパッドは剥がさず、電源も入れたままに保ち、救急車の到着を待つ。
- ※ 状態が急変することもある

送迎中の車両事故

送迎車両に関する日常的な点検を実施する

送迎者(運転者)の健康状態の確認

- (1)出勤時、検温等のバイタルチェックによって、体調の急変等の可能性を予測する
 - (2)疲れや体の痛み、体調不良はないかの確認。
 - (3)車両の操作に影響がある薬を服用していないかの確認
 - (4)車両の操作に影響が出る悩み事等はないかの確認。
 - (5)その他、健康状態に関して気になることはないかの確認。
- ※上記の他、持病等がある場合には、適宜確認を行う。
- ※上記確認について、第三者が質問等により確認することが望ましい。



緊急時対応マニュアル

合同会社あすなろ
児童発達支援・放課後デイサービスあすなろ

